

関門トンネル回数券利用約款

(通則)

第1条 この約款は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」といいます。）が管理する関門トンネルの回数券の販売、使用、払戻し等について適用します。

(販売券種)

第2条 本販売場所における販売期間及び販売券種は、次の①と②に掲げる表のとおりとします。なお、代金の支払方法は、現金又は会社所定の方法に限定するものとします。

①令和8年5月31日まで

(単位：円)

券種	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大型	軽車両等
11 回券	1,100	1,600	2,100	2,600	4,200	200
60 回券	5,500	8,000	10,500	13,000	21,000	1,000
100 回券	8,800	12,800	16,800	20,800	33,600	1,600

②令和8年4月30日から（令和8年6月1日から有効）

(単位：円)

券種	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大型	軽車両等
11 回券	1,600	2,300	3,000	3,700	6,000	200
60 回券	8,000	11,500	15,000	18,500	30,000	1,000
100 回券	12,800	18,400	24,000	29,600	48,000	1,600

(使用方法)

第3条 回数券は、1 券片をもって券面表示の車種に属する車両1 台が通行1 回に限り、券面表示の事項に従って使用することができます。ただし、通行料金（以下「料金」といいます。）の額に変更があったときは、会社が指定した期間に限り料金の変更前に販売された回数券を使用することができます。

(有効期間)

第4条 回数券の有効期間は、会社が有効期間を指定した場合を除き、回数券の販売日から料金の徴収期間の満了の日までとします。ただし、次の各号に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 当該回数券が廃止されたとき。
- 二 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。
- 三 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号に該当するときは、当該回数券は無効とし、これを回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。
- 二 券面表示事項がぬり消され、又は改変された回数券を使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 会社が業務上必要があると認めるときは、回数券による通行を禁止することがあります。

(払戻し)

第7条 販売した回数券は、払戻しをしません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金徴収期間が満了したとき。
 - 二 第4条第1 項各号に該当する事由が発生したとき。
 - 三 利用者に、勤務地、住所、車種の変更又は廃車等特別な事由が発生したとき。
- 2 回数券の払戻しの額は、次式により算定した額とします。ただし、特に会社が指定した場合による払戻しについては、この限りではありません。

$$\text{払戻し額} = \frac{\text{当該回数券1冊当たりの販売価格}}{\text{当該回数券1冊当たりの綴り枚数}} \times \text{残存枚数}$$

（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を1 円として計算します。）

3 回数券の払戻し期間は、会社が別に公告する期間とします。

(払戻し手続き)

第8条 回数券の払戻しを行う場合には、会社所定の手続きをしていただきます。

(払戻しの場所)

第9条 回数券の払戻しの場所は、関門トンネル下関料金所、関門トンネル門司料金所及び九州支社とします。

2 前項のうち、九州支社における払戻しは郵送による受付けのみとし、後納振込みによる払戻しとします。

(手数料)

第10条 回数券の払戻しを行う場合は手数料をいただきます。ただし、第7条第1項第一号及び第二号に該当する回数券の払戻しについては、

この限りではありません。

2 前項の手数料は、回数券の冊子1冊につき110円とします。(手数料には消費税を含みます。) この場合、既に使用が開始された回数券の冊子は、未使用の回数券の枚数にかかわらず1冊とみなします。

(特別な措置)

第11条 会社は、回数券の取扱いについて、会社において特別な事由が発生したときは、この約款の定めにかかわらず特別な取扱いをすることができます。

(周知方法)

第12条 第3条ただし書、第4条、第6条、第7条第1項（第三号を除きます。）、第9条及び第11条に定める事由が発生したときは、

関門トンネル下関料金所、関門トンネル門司料金所及び九州支社において必要な事項を掲示します。

(再発行)

第13条 回数券は、再発行しません。

附則

- 1 この約款は、令和8年4月30日から適用します。
- 2 この約款の適用の日の前日までに販売され、現に通用している回数券については、この約款に基づき販売されたものとみなし、この約款を適用します。

【お問合せ先】

①関門トンネル下関料金所

所在地：〒751-0816 山口県下関市棕野町2-15-1

連絡先：083（222）8011

お問合せ時間：9：00～18：00

②関門トンネル門司料金所

所在地：〒801-0854 福岡県北九州市門司区旧門司1-6-5

連絡先：093（321）2877

お問合せ時間：9：00～18：00

③西日本高速道路（株） 九州支社

所在地：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-15

連絡先：092（260）6111（代表）

お問合せ時間9：00～17：00（土、日、祝日は除く）